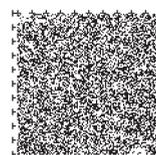


第1部
基本的考え方



1 策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、その被害者は、多くの場合女性であることから、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内等において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、被害が深刻化しやすくなる特性があります。

DVは、生命に関わる重大なケースもあり、DV防止と被害者の保護は喫緊の課題となっています。

このため、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護は、国及び地方公共団体の責務とされました。

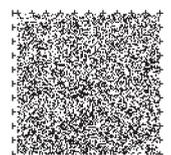
また、平成26（2014）年の法改正により、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。法律の名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

令和元（2019）年には、DV対策を行う配偶者暴力相談支援センターと、児童虐待対策を行う児童相談所が相互に連携協力すること、保護の対象である被害者に同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

県では、平成18（2006）年に第1次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「計画」という。）」を、平成23（2011）年には第2次、平成28（2016）年には第3次計画を策定し、DVの防止及び被害者の保護に関する施策を積極的に展開してきました。

これまでの取組みにより、DVに対する理解が進み、全ての市町村において、DV相談窓口が設置されるなど、一定の成果がみられるものの、DV根絶に向けて未だ多くの課題があります。また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々に生活不安などをもたらし、DVの増加や深刻化が懸念されています。

こうした社会情勢の変化、これまでの課題を踏まえ、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定するものです。



本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは・・・

- 本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力をいいます。
- 「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
 - ・精神的なもの（大声でどなる、無視する、行動を制限する、監視・束縛 など）
 - ・経済的なもの（生活費を渡さない、借金をさせる など）
 - ・性的なもの（性行為の強要、避妊に協力しない など）

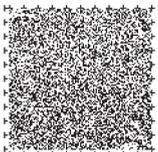
2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき策定するものであり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
- (2) 「第5次福岡県男女共同参画計画」における、施策の柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の(1)人権を侵害する暴力の根絶①「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援」を重点的に推進するための計画として、位置付けるものです。
- (3) この計画の策定趣旨を踏まえ、市町村、警察、関係機関・団体等における積極的な取組みを促進しつつ、なお一層の協力関係を構築し、連携を強化して取組みを進めていこうとするものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、法令の改正やDVを取り巻く社会情勢の変化などにより、基本的な事項の見直しや新たに取り組むべき事項が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直すこととします。



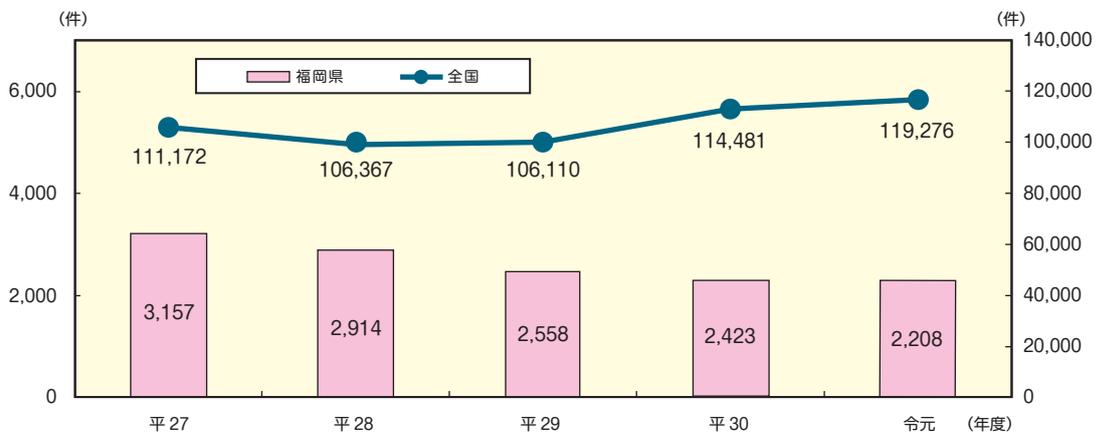
4 DVをめぐる福岡県の現状

(1) 相談件数及び警察認知件数

県内の配偶者暴力相談支援センター（12 か所）で受けたDV相談の件数は、平成27（2015）年度の3,157件から令和元（2019）年度の2,208件に減少しています。一方で、警察におけるDV事案の認知件数は、平成27（2015）年の1,657件から令和元（2019）年の2,940件と、5年間で2倍近く増加し、全国的にも大きく増加しています。

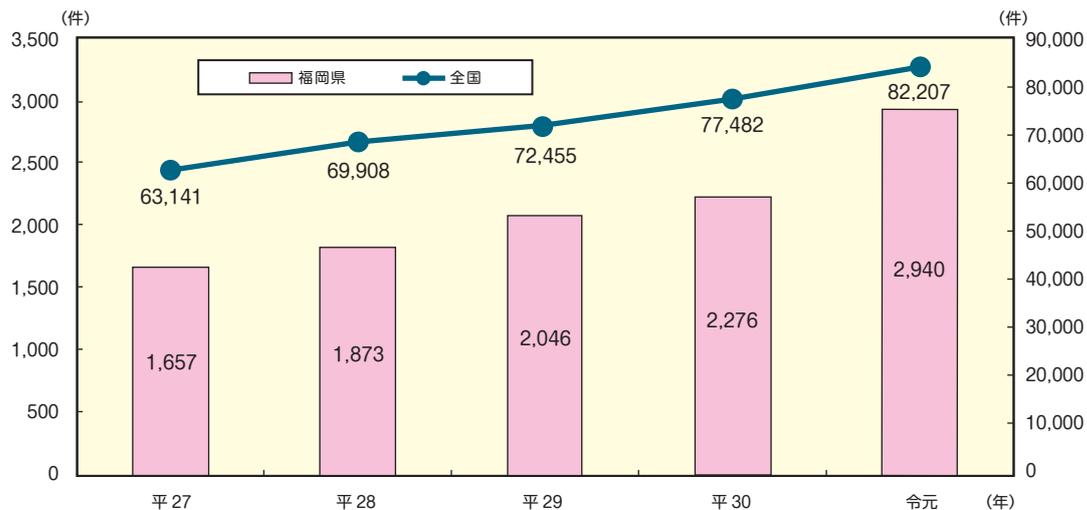
配偶者暴力相談支援センターの相談件数と警察での認知件数を合わせると、相談件数は増加傾向にあり、DVは未だ深刻な社会問題となっています。

【図表1】 DVに関する相談件数（福岡県・全国）

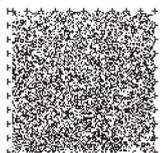


※配偶者暴力相談支援センター 12 か所（県：10 か所 北九州市：1 か所 福岡市：1 か所）
 ※内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

【図表2】 DV事案の認知件数（福岡県・全国）



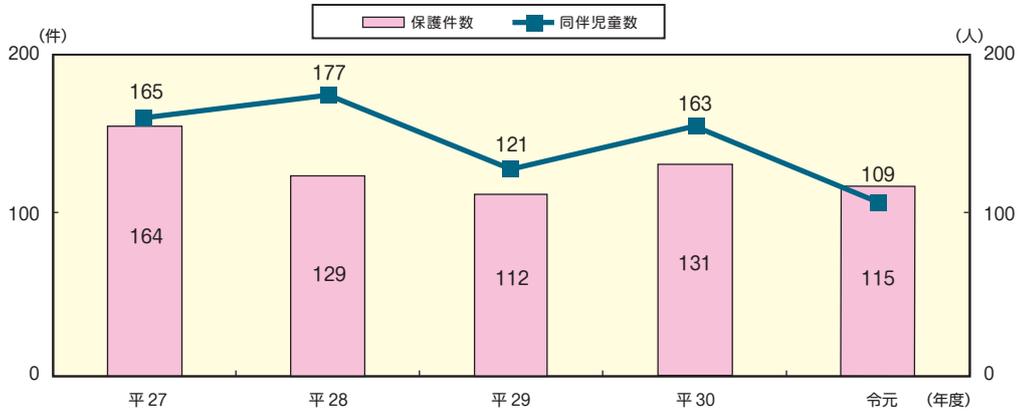
※認知件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
 ※警察庁、福岡県警調べ



(2) 一時保護件数（DVを理由とするもの）

県内のDV被害者の一時保護件数（民間委託を含む。）は、平成27（2015）年度の164件から令和元（2019）年度の115件と、この5年間を見ると減少傾向にあります。

【図表3】 一時保護件数（福岡県）

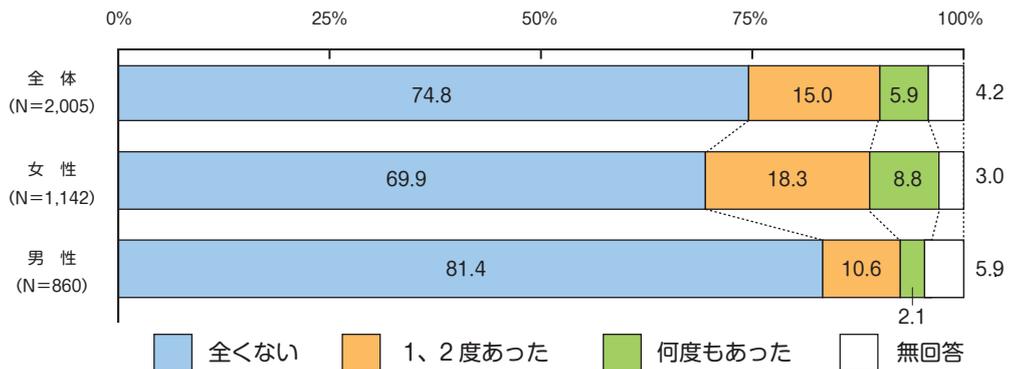


※同伴児童：一時保護の際に同伴する18歳未満の子ども
 ※福岡県男女共同参画推進課調べ

(3) DVによる被害経験

DVはごく一部の人に起きることだと思われがちですが、誰にでも起こりうることです。配偶者や交際相手からDVを受けた経験では、女性は27.1%と4人にひとり、男性も1割を超える12.7%となっています。

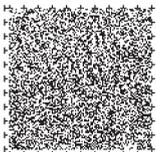
【図表4】 DV被害の経験（全体・性別）



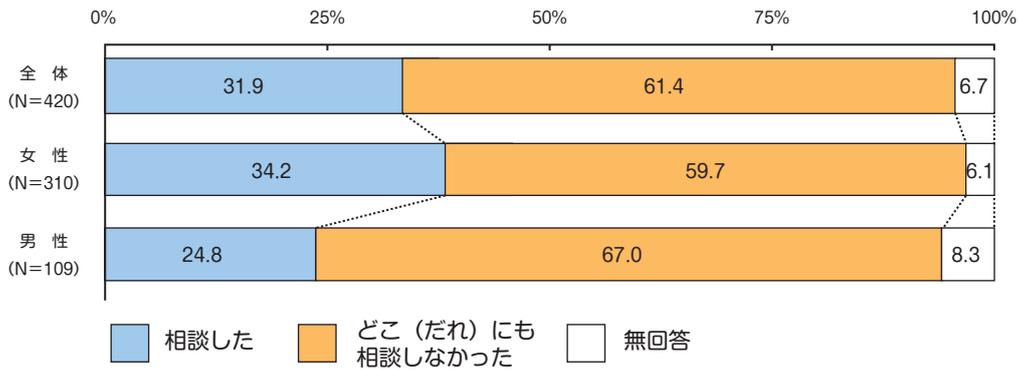
※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

(4) 被害について誰かに相談したか

DV被害を受けた人のうち、DVを受けたことについて、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする割合は、女性は59.7%、男性では67.0%となっており、女性も男性も誰にも相談できず悩んでいる現状がうかがえます。



【図表5】 DV相談の有無（全体、性別）

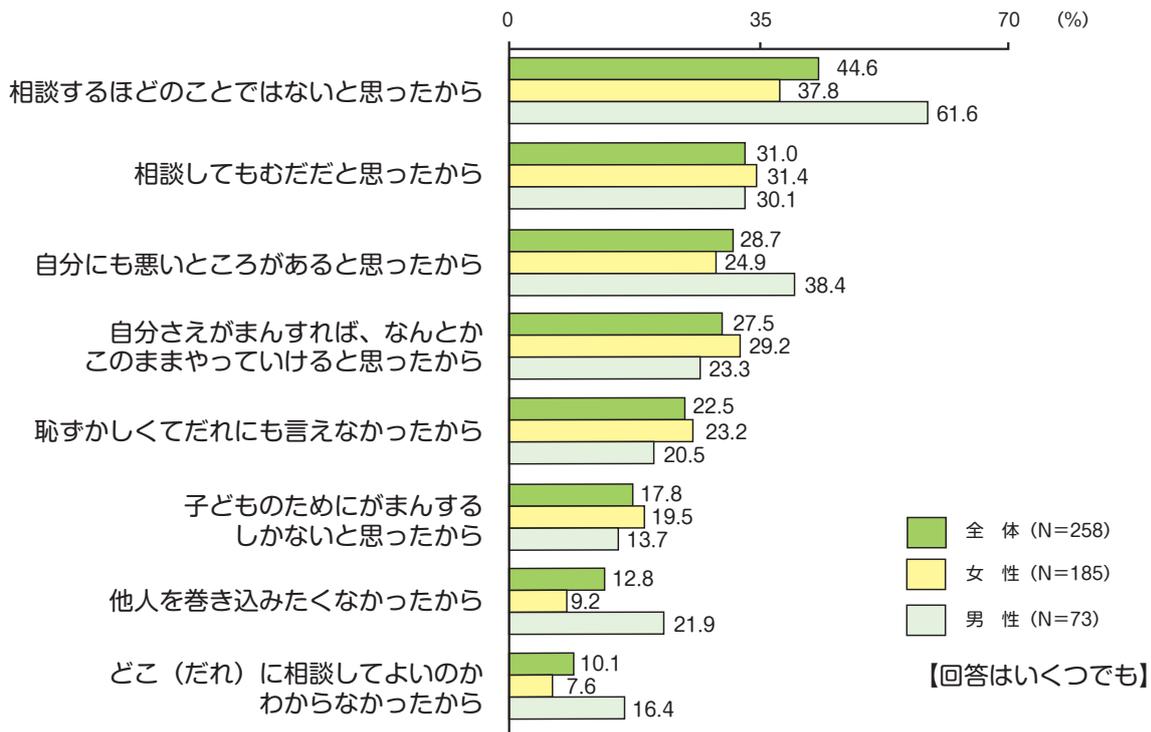


※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

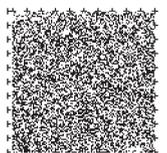
(5) DVを相談しなかった理由

どこ(だれ)にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「相談してもむだだと思ったから」は31%となっています。

【図表6】 DVを相談しなかった理由（主なもの）



※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

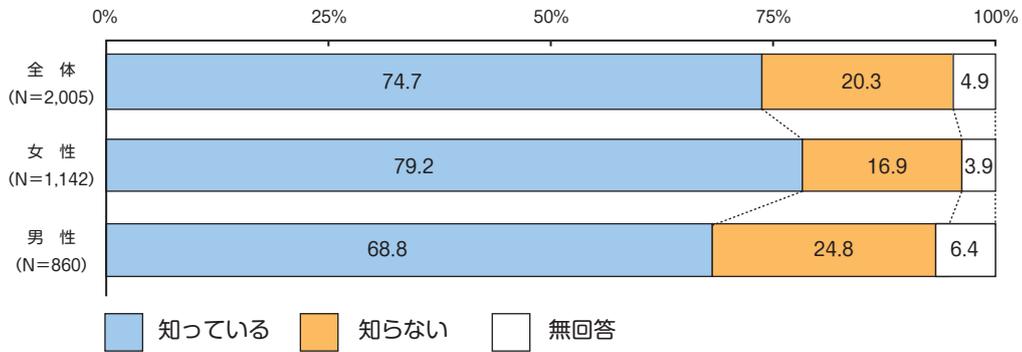


(6) 相談窓口の周知

県ではこれまで、毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中をはじめ、相談窓口に関する様々な啓発活動を行ってきました。

こうした取組みにより、相談窓口の周知度は74.7%となっています。

【図表7】 DVについての相談窓口の認知（全体、性別）

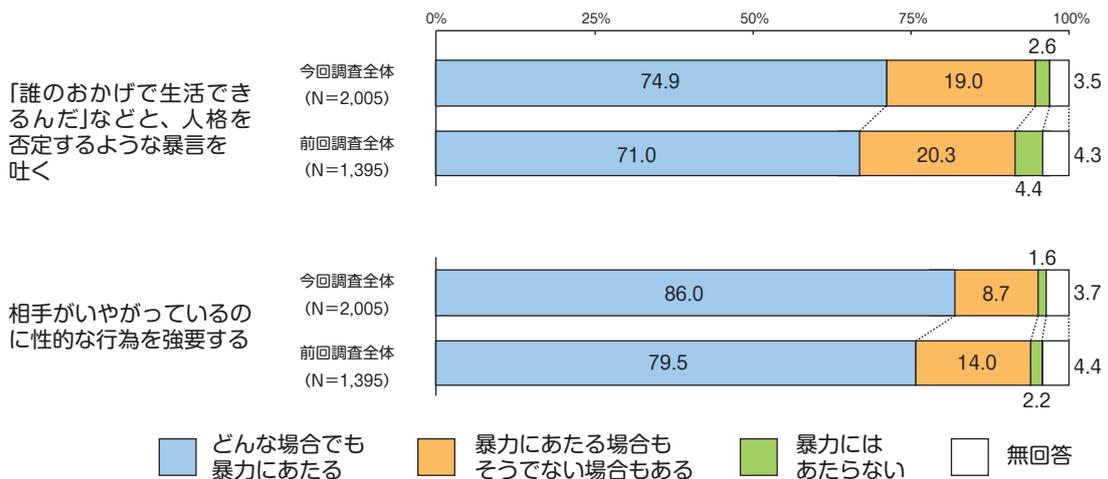


※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

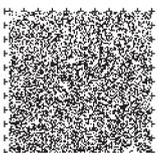
(7) 暴力と認識される行為について

DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のみでなく、人格を否定するような暴言などの精神的暴力や、性的暴力など、様々な形態のものが存在します。前回調査と比較して、精神的暴力、性的暴力について、「どのような場合でも暴力に当たる」と答えた人が増加しており、正しい理解が進んでいます。

【図表8】 DVだと思うもの（全体） ※抜粋



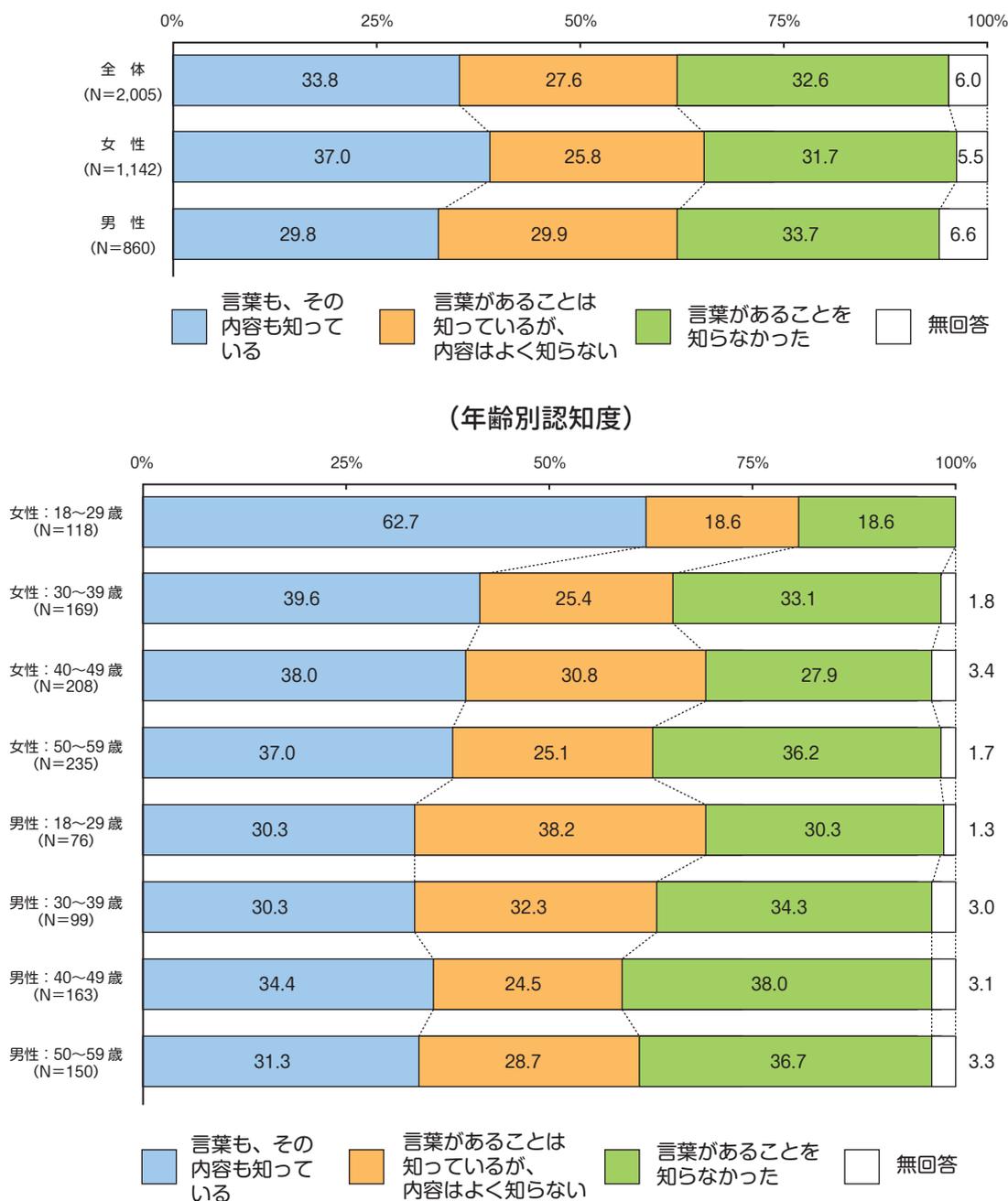
※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



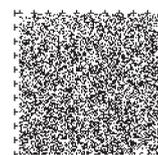
(8) デートDV（交際相手からの暴力）の認知

デートDV（交際相手からの暴力）の認知について、「言葉も、その内容も知っている」割合が、女性は37.0%、男性は29.8%となっています。若年層（18歳から29歳）では、女性は62.7%と比較的認知が進んでいますが、男性は30.3%と低い状況です。

【図表9】 デートDVの認知



※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



(9) 性犯罪認知件数の推移

福岡県では、性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の警察の認知件数は、令和元（2019）年は321件と前年より減少していますが、人口10万人当たりの認知件数は全国5位で、依然として多い状況です。

【図表 10】 性犯罪の認知件数の推移（福岡県）

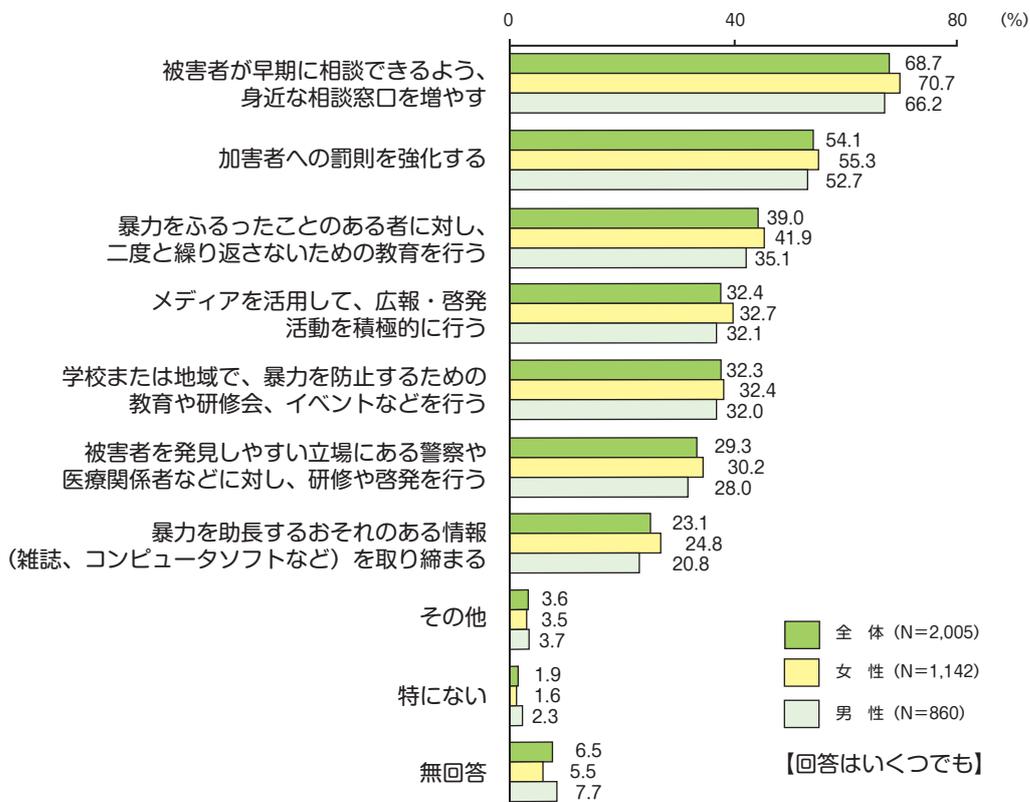
| | 平 27 | 平 28 | 平 29 | 平 30 | 令元 ^(年) |
|-----------------------|------|------|------|------|-------------------|
| 認知件数 | 576 | 435 | 411 | 381 | 321 |
| 人口10万人当たりの認知件数 都道府県順位 | 2位 | 2位 | 2位 | 2位 | 5位 |

※福岡県警察調べ

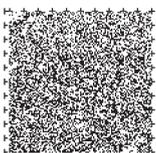
(10) 男女間における暴力の防止に必要なこと

DVをはじめとする男女間における暴力を防止するために必要なことを尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が68.7%と最も多くなっています。また、加害者への罰則の強化や、二度と繰り返さないための教育を行うことも高い割合となっています。

【図表 11】 男女間における暴力の防止に必要なこと（全体、性別）



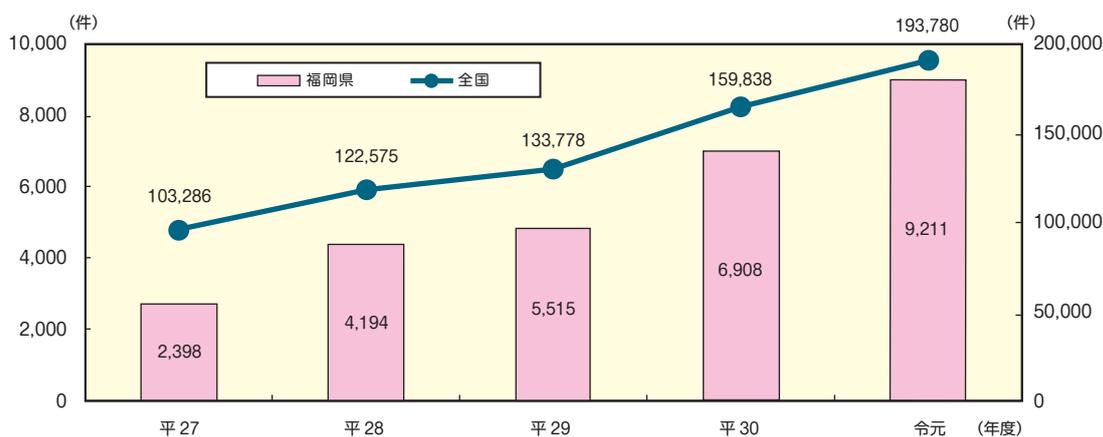
※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



(11) 児童虐待相談対応件数の推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和元（2019）年度は過去最高の9,211件にのぼるなど深刻な社会問題となっています。これは、広報啓発の取組みなどにより、県民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったこと、また、保護者が子どもの前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」の事案について、警察からの通告が増加したことによるものです。

【図表 12】 児童虐待相談対応件数の推移（福岡県・全国）



※厚生労働省、福岡県児童家庭課調べ

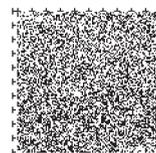
5 これまでの成果と今後の課題

(1) これまでの取組みと成果

県では、暴力を容認しない社会づくりに向け、DVに対する正しい理解の促進や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置、男性・性的少数者の被害者のための相談窓口の設置、市町村におけるDV相談窓口の設置促進、相談員の資質の向上など、DVに悩む被害者が相談しやすい体制の充実に取り組んできました。

また、被害者の状況に応じた保護や支援を行うため、民間シェルター等への一時保護委託の拡充や、同伴する子どもへのケアの充実に取り組むとともに、市町村や保健福祉（環境）事務所等と連携し、住宅確保、福祉サービスの活用などの自立支援を行っています。

特に、第3次計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）においては、以下の事項について重点的に取り組みました。



① 若年者への意識啓発の推進

- ・ 交際相手からの暴力防止及び性暴力防止啓発リーフレットを作成し、県内全ての中学校、高等学校に配布（平成26（2014）年度～高等学校配布、平成30（2018）年度～中学校配布）
- ・ 中学校、高等学校に、デートDVや性暴力に関する専門知識を持つ講師を派遣（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）

② 被害者の状況に応じた相談支援の充実

- ・ 男性やLGBTなどの性的少数者のDV被害者のための専用相談窓口を設置（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）
- ・ 相談につながりにくい若年女性に対するアウトリーチ型の相談対応の実施（令和元（2019）年度～令和2（2020）年度）
- ・ 民間シェルターと連携し、外国人など一時保護解除後も支援が必要なDV被害者等の自立を支援（令和2（2020）年度）

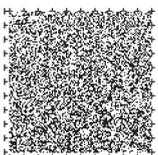
③ 関係機関との連携及び市町村における取組みの促進

- ・ 警察と連携し、夜間・休日における適切な一時保護を実施するとともに、被害者に関する情報を共有
- ・ 市町村におけるDV防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定及びDV相談窓口の設置を促進

これらの取組みにより、加害者にも被害者にもならないためのDVに対する理解の促進、性別や国籍に関わらず被害者が相談しやすい体制の確保、関係機関と連携したきめ細かな支援を行っています。

(2) 今後重点的に取り組むべき課題

- 全市町村にDVに関する相談窓口が設置され、窓口の認知は進んでいますが、県民意識調査では、DV被害を受けても実際に相談につながらない現状があります。また、新型コロナウイルス感染症に起因したDVの増加や深刻化も懸念されています。
- 県民意識調査によると、身体への暴力に比べ、精神的、経済的、性的な暴力をDVと思う割合は、低い結果となっています。また、DVは同居する子どもに対しても深刻な影響を及ぼすことから、DVと児童虐待の関係について、正しい理解を促進していく必要があります。
- 面内DVによる児童虐待通告の増加や、配偶者へのDVと子どもへの身体的虐待が同時に生じることによる痛ましい事件が起きていることを



受け、DV対応と児童虐待対応のさらなる連携強化が求められています。

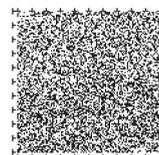
- 交際相手からの暴力である「デートDV」について、県民意識調査によると、「言葉も、その内容も知っている」割合は、女性が37.0%、男性が29.8%となっています。若年層（18歳から29歳）では、女性は62.7%と比較的認識が進んでいるものの、男性は30.3%となっていることから、若年層、とりわけ男性に対して、デートDVについての正しい理解を促進する必要があります。
- 国における婦人保護事業の運用面の改善についての見直しや、子どもの貧困対策、ひとり親支援など関連する取組みの動向を注視するとともに、被害者のニーズや状況に応じた支援の充実を図るため、DV被害者支援を行う民間団体をはじめ、様々な機関・団体との連携が求められています。

6 施策体系

第3次計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえ、DV防止及び被害者の適切な支援を図るため、第4次計画では、次の5つの柱のもと、取組みを進めることとします。

- (1) DV根絶のための啓発・教育の推進
- (2) 誰もが安心して相談できる体制の充実
- (3) DV被害者の保護体制の充実と安全確保
- (4) 被害者の自立のための支援
- (5) 関係団体との連携

また、計画の実効性を高めるため、重要な施策について、5年間の計画期間中に達成すべき目標となる数値を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証し、評価を行います。



施策体系

柱

施策の方向

具体的施策

